

平成十八年五月二十四日提出
質問 第二七五号

一部都市ホテルの外務省職員向け特別料金に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

一部都市ホテルの外務省職員向け特別料金に関する質問主意書

一 ホテル・ニュー・オータニ（東京都千代田区）において、外務省職員を対象とする特別の割引料金が設定されているという事実があるか。

二 外務省本省職員・同伴家族がホテル・ニュー・オータニに宿泊する場合、一名利用二万六千九百九十六円、二名利用三万三千六百六十四円という料金体系であるのに対し、外務省在外職員・同伴家族については一名利用一万六千九百四十七円、二名利用二万七千九百九十円という特別の割引料金が設定されているか。

三 外務省職員がホテル・ニュー・オータニに宿泊する場合、外務省職員であることを告げることにより、二の便宜が受けられるというシステムになっているか。

四 外務省が公文書で二並びに三の便宜を外務省職員が享受することができることを告知している事実があるか。

五 過去にホテル・ニュー・オータニと外務省職員との間で不正が行われ、外務省職員が逮捕、起訴された事例があるか。あるならばその概要とその関連で外務大臣、外務事務次官、官房長が国家公務員法に基づ

く処分を受けた事実の有無について明らかにされたい。

六 外務省職員がホテル・ニュー・オータニから特別の料金体系による便宜を享受している事実があるとするならば、それは社会通念上妥当であると考えるか。

右質問する。